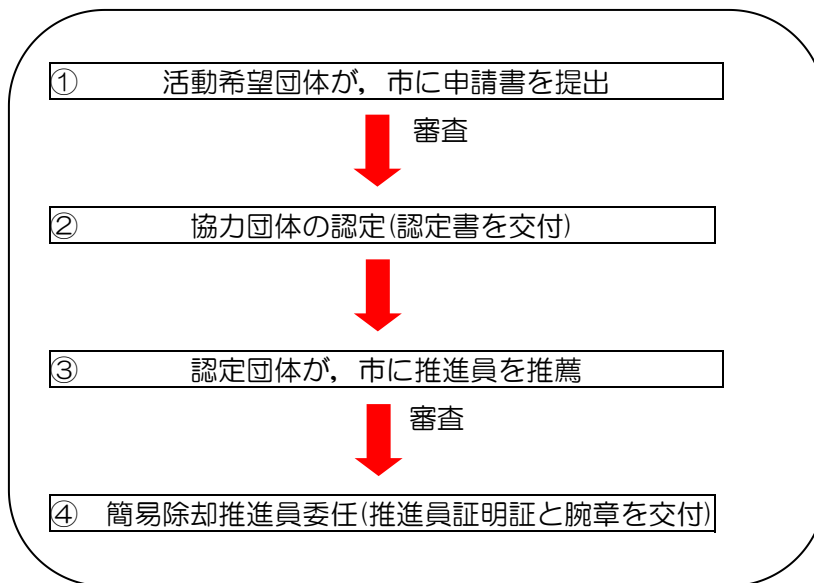


柏市違反屋外広告物簡易除却制度について

1 募集対象

柏市内に在住・在勤・在学の18歳以上の方で構成された5名以上の団体を対象とします。

2 応募から活動開始までの流れ



3 活動の原則

- ① 本制度による除却対象広告物は、道路、水路等、公共用地に掲出されているはり紙・はり札・立看板に限ります。
- ② 市から支給する身分証明証を携行し、腕章を着用の上、安全確保のため、必ず2名以上で活動していただきます。
- ③ 日没後、夜間の活動は禁止します。
- ④ 交通安全に心がけ、事故のないよう注意して活動してください。
- ⑤ 除却したはり紙は、各自で処分をお願いします。はり紙以外の除却対象広告物の処分は、市で行いますので、除却した際は、市に連絡をお願いします。
- ⑥ 活動に必要な道具類(軍手、へら及びピラはがしスプレー)は予算の範囲内で市が用意し、貸し出します。

4 除却できる広告物

本制度により、除却できる広告物は、屋外広告物法に基づき、次の条件をすべて満たしている広告物に限ります。

①広告物の種類

はり紙・はり札・立看板

⇒針金などで容易に取り外すことができる状態で取り付けられているもの

②場所

道路・水路等公共の場所に限る。

⇒民地(個人や企業などが所有する土地)に出されている広告物は、その内容・性質に関わらず除却できません。

③広告物の状態

管理されずに放置されていることが明らかなこと。

⇒お店や事務所、事業所の前に出されている広告物や、管理者が近くにいる広告物は、「管理されている」とみなされるため除却できません。

管理者の目が届かず、汚染・破損・老朽化しているなど、明らかに放置されているものが対象となります。

5 除却できない広告物

①種類

(1)はり紙・はり札・立看板以外の広告物

(2)杭などで地面にしっかりと固定されているもの

(3)選挙ポスターなど、政治活動や労働運動活動に関する広告物

(4)国・県・市・警察などが、公共目的をもって設置するもの

(5)緊急に公衆に周知させる必要があるもの(ガス漏れ危険など)

(6)葬儀や祭礼のため一時的に設置しているもの

②場所

道路・水路等公共の場所ではないところに出されている広告物(民地内のフェンスや建物などにはりつけられたもの)

③市が許可している広告物

電柱の巻き付け広告など(条例に基づき、電柱に巻き付けられた広告物は市の許可を受けたものであり、違反広告物ではありません。)

6 注意事項

①自己の責任範囲内での活動を第一として、無理のない範囲で活動してください。

(高所、車道中央分離帯等、除却にあたり危険を伴う場所での活動は避けてください。)

②違反広告物を掲出している店主や事業主に注意や指導をしないでください。(市で対応します。)

③ヤミ金融や風俗関係など、悪質な広告物を貼り出している現場を見たら、警察に連絡してください。絶対に自分で注意・指導等をしないでください。

7 トラブルが発生した場合

- ① 活動中に事故が起こった場合は、市役所道路総務課(Tel 04-7167-1299)に連絡してください。なお、交通事故等については、速やかに警察署へも届け出てください。
- ② その他、活動中にトラブルが発生した場合は、現場での処理は避け、市役所道路総務課まで連絡をお願いします。

8 判断に迷う場合

除却できるかどうか判断に迷う場合は、市で対応しますので、除却をせずに市に報告してください。

9 その他

- ① 除却した広告物の処分
 - (1) はり紙については、各団体で処分をお願いします。
 - (2) はり紙以外の広告物は、あらかじめ市と協議し定めた方法に基づき、市に引き渡してください。
 - (3) はり紙以外の広告物は、設置者から返還を求められる場合がありますので、みだりに破損しないでください。
- ② 除却活動の報告

除却活動を実施した際は、速やかに市まで報告してください。